

## はじめに(相互援助について)

せつつファミリー・サポート・センターとは・・・

「子育ての手助けをしてほしい方」と「子育てのお手伝いをしたい方」が、お互いに助け合う会員制の育児支援ネットワークです。  
「地域での子育て」を実現できるように近くの人同士で助け合える仲間づくりをしましょう。

## 会員の条件

☆ 依頼会員 ☆

生後3ヶ月～小学校6年生までの子どもがいる摂津市民の方

☆ 援助会員 ☆

子どもが好きで育児支援に理解のある方

☆ 両方会員 ☆

依頼会員と援助会員を兼ねて出来る方

## 援助できる内容

\* ファミリー・サポート・センターで行う援助は、あくまでも一時的または短時間で  
軽易なものです。

《具体的な内容》

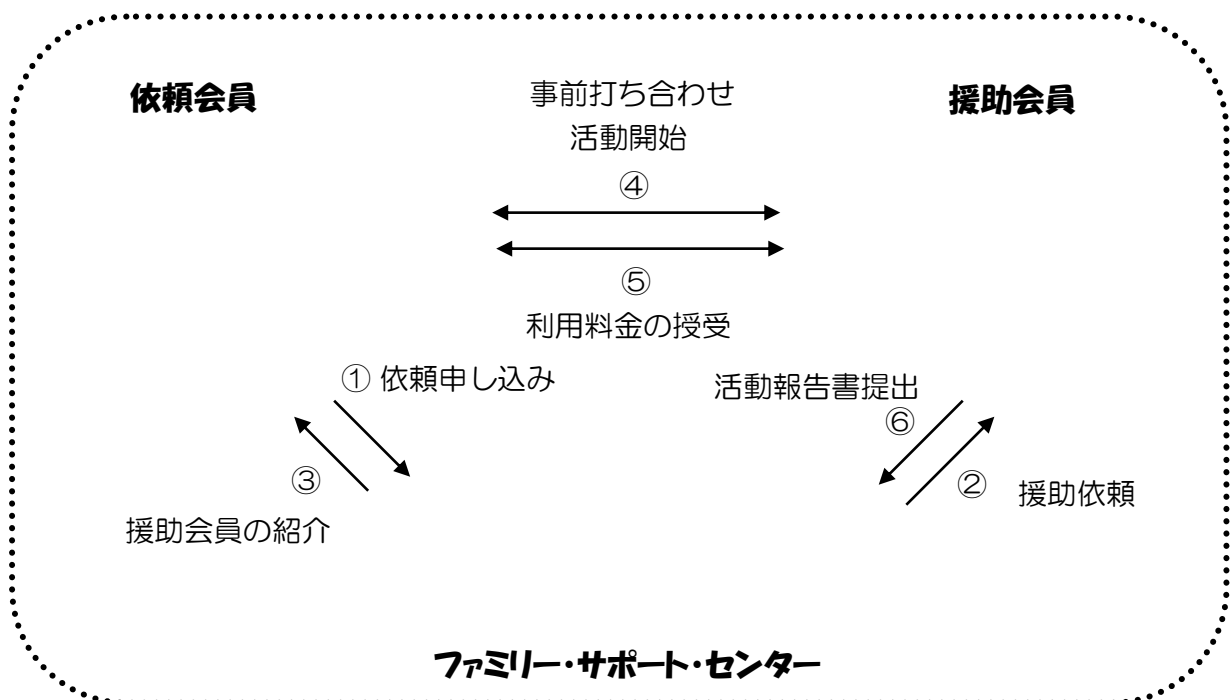
- 保育所、幼稚園の送迎をします。
- 保育所、幼稚園の開始時間まで及び終了後、子どもをあずかります。
- 学童保育終了後、子どもをあずかります。
- 学校の放課後、子どもをあずかります。
- お父さん、お母さんが自分の時間を持つ間、子どもをあずかります。

(注意) ・原則として援助会員の家庭で子どもをあずかります。  
・援助活動は早朝、夜間にわたることもありますが宿泊は行いません。

## 援助が必要になったら

- ① 依頼会員はセンターに電話をします。依頼内容、日時をお知らせください。
  - ② センターは依頼会員と援助会員の調整をします。
  - ③ 依頼会員、援助会員、アドバイザーの三者で事前打ち合わせをします。  
両会員が安心して活動できるよう詳細な打ち合わせを、援助会員宅で行います。
  - ④ 活動を開始します。
  - ⑤ 援助会員は活動が終わったら活動報告書を記入し依頼会員の確認印をもらいます。
  - ⑥ 依頼会員は規定の利用料金をその都度支払います。
  - ⑦ 援助会員は活動報告書をセンターに1ヶ月に1回当月締め、翌月5日までに提出をお願いします。
- ※ 2回目以降の活動は会員同士で確認を取ってください。  
活動が成立した場合は依頼会員が必ずセンターに報告してください。  
連絡が無い場合、補償保険制度の対象になりません。

### 活動の流れ



## 会員の心得

- \* せっつファミリー・サポート・センターの趣旨を理解し、決まりを守りましょう。
- \* お互いのプライバシーを守りましょう。
- \* 事前打合わせは詳細に行いましょう。(子どもも一緒に参加してください)
- \* 約束した時間(開始時間、終了時間)は必ず守りましょう。
- \* 当日の緊急連絡は会員間で直接行ってください。
- \* 援助活動中に事故が発生した場合は速やかにセンターに連絡してください。

### 依頼会員

- \* 事前打合わせ後、会員同士で連絡を取り合って成立した活動予定はセンターへ連絡をしてください。  
連絡が無いまま活動を行うと、補償保険制度が適用されません。
- \* 子どもの健康、安全を考え自らの判断と責任において援助の依頼をしてください。  
また、依頼した援助内容以外は要求しないでください。
- \* 食事(ミルク、弁当)やおやつ、オムツなどは依頼会員自身が用意しましょう。

### 援助会員

- \* 安全チェックリストを参照し、子どもがいつも安全でいられる環境を作りましょう。
- \* 活動後は活動記録(活動の記録・活動報告書)を作成し、月末締め翌月5日までに提出してください。  
提出がないと補償保険制度が適用されません。

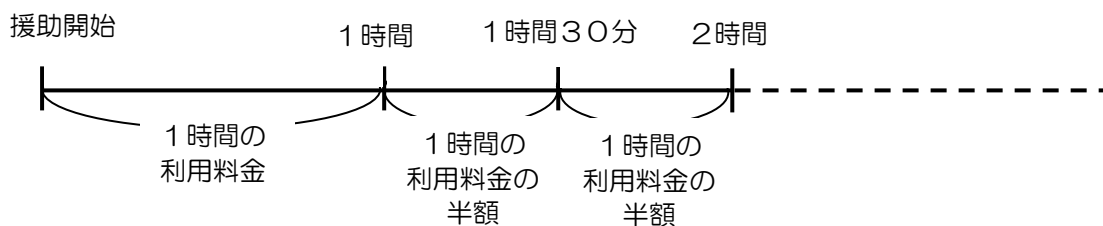
## 利用料金の基準

せつつファミリー・サポート・センター会則第12条に係る利用料金の基準は次のとおりです。

活 動 日	1 時 間 あ た り
平日 8:00~20:00	700円/時間
● 上記時間外 ● 土・日・祝	800円/時間

- 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。  
1時間を越える活動の時は以下のように加算していきます。

### 利用料金の計算方法



- 1時間を越える活動については、30分以内は上記の金額の1/2となり  
31分からは2時間の料金となります。以後、同じ。
- 活動が少しでも『基本時間外』にかかった場合は800円で計算します。
- 援助会員があずかる子どもは原則として1人ですが兄弟、姉妹の子どもをあずかる場合  
2人目は半額です。
- 食事（ミルク、弁当）やおやつ、おむつ等は依頼会員自身が用意してください。  
やむをえない場合の費用は、依頼会員が実費で支払ってください。  
(援助者が用意した場合の参考)

年 齢	料 金
0歳	離乳食は依頼者が用意
1・2歳	200円
3・4歳	300円
5歳以上	400円

6. 交通費については公共交通機関、タクシーを利用した場合は実費を支払ってください。

☆☆ こんな場合はどうなる？ ☆☆

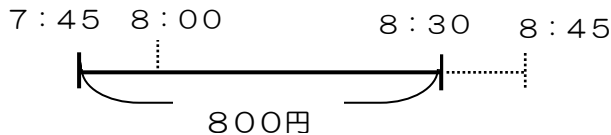
※ 活動時間が利用料単価の異なる時間帯（午前8時前後、午後8時前後）にかかる場合

(例1) 朝、7時45分からあずかり保育所に送り8時30分に自宅に到着

- 活動時間・・・7:45～8:30(45分)
- 計算方法・・・開始時間が1時間800円の時間帯なので・・・

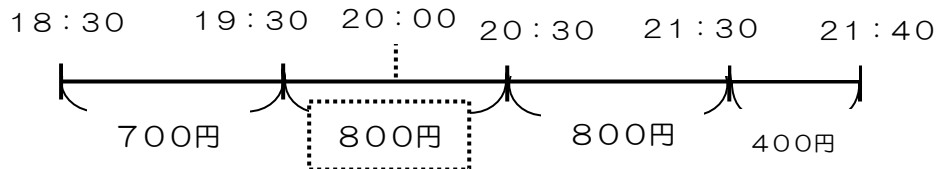
$$\boxed{800\text{円} \times 1\text{時間} = 800\text{円}}$$

※ 1時間以内の活動は全て1時間とみなします。



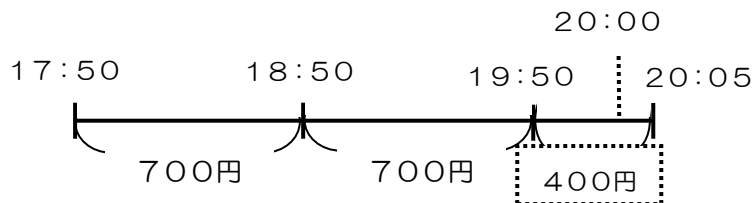
(例2) 18時30分に自宅を出て保育所へ迎えに行き21時40分まであずかった

- 活動時間・・・18:30～21:40(3時間10分)
- 計算方法・・・ $\boxed{700\text{円} \times 1\text{時間} + 800\text{円} \times 2.5\text{時間} = 2,700\text{円}}$



(例3) 17時50分から20時05分まであずかった

- 活動時間・・・17:50～20:05(2時間15分)
- 計算方法・・・ $\boxed{700\text{円} \times 2\text{時間} + 800\text{円} \times 0.5 = 1,800}$



## 利用料金早見表

	平日（午前8時～午後8時）		土・日・祝及び午後8時以降	
料 金	700円		800円	
活動時間	子ども1人	きょうだい2人	子ども1人	きょうだい2人
～1時間	700円	1050円	800円	1200円
～1時間30分	1050円	1575円	1200円	1800円
～2時間	1400円	2100円	1600円	2400円
～2時間30分	1750円	2625円	2000円	3000円
～3時間	2100円	3150円	2400円	3600円
～3時間30分	2450円	3675円	2800円	4200円
～4時間	2800円	4200円	3200円	4800円

### 送迎の援助の場合

- 援助会員宅を出発する時間が開始予定時間となります。  
あらかじめ依頼会員と『援助会員宅から保育所等までかかる時間』を相談の上  
開始予定時間を設定してください。
- 延長保育に切り替わる時間帯のお迎えは、少し余裕をもって時間設定してください。

### 7. キャンセル料について

\* わかった時点ですぐに援助会員とセンターへ連絡してください。

- 前日までの取消・・・・・・・・・・無料
- 当日の援助開始までの取消・・・・算定された利用料金の50%
- 当日の援助開始時間以後の取消及び無断での取消・・・予定時間の利用料金全額

(注) キャンセル料が発生した場合、速やかにお支払いください。

援助会員からのキャンセルは無料です。

警報発令時など緊急事態が発生し当日活動をキャンセルする場合は異例の事態とみなし

キャンセル料は発生しないものとします。(但し、警報発令時にあえて活動される場合は  
援助会員及び依頼会員の子どもの安全を確保した上で行ってください。)

## 補償保険制度について

ファミリー・サポート・センター事業において、援助会員及び依頼会員の子どもが活動中に傷害を被った場合、または万一の賠償請求を受けた場合に補償を行うことにより、会員が安心して活動に参加できることを目的としています。

会員になると同時に加入します。保険料の自己負担はありませんが、保険適用には事前に依頼報告が必要です。

### 1 サービス提供会員（援助会員）傷害保険

援助会員が活動中や活動するため自宅と依頼会員宅や、保育所などへの往復途上（自宅との通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

事由	補償額	その他
死亡	500万円	事故日からその日を含めて180日以内に死亡
後遺障害	程度により 15万円～500万円	事故日からその日を含めて180日以内に 後遺障害発生
入院（1日あたり）	3000円	事故日からその日を含めて180日以内を限度
手術	3000円× 所定倍率	入院保険金が支払われる場合で事故日より180日以内 の手術
通院（1日あたり）	2000円	事故日からその日を含めて180日以内の通院で 90日分を限度とする

### 2 賠償責任保険

援助会員が活動中、監督ミスや提供した飲食物などが原因で第三者（依頼会員の子どもを含む他人。なお、援助会員と同居の親族を除く。）の身体又は財物に、損害を与えたことにより法律上の賠償責任が生じた場合に援助会員が負担する賠償金などを補償するものです。

事由	てん補限度額（補償額）
対人・対物賠償 （1事故につき）	2億円
初期対応費用	500万円
受託者賠償責任保険	10万円

### 3 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが保育援助を受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に、援助会員の過失の有無に関わらず補償するものです。

事 由	補 償 額	そ の 他
死 亡	300万円	事故日からその日を含めて180日以内に死亡
後遺障害	程度により 9万円～300万円	事故日からその日を含めて180日以内に 後遺障害発生
入院（1日あたり）	2000円	事故日からその日を含めて180日以内の入院で 30日分を限度とする
手 術	2000円× 所定倍率	入院保険金が支払われる場合で事故日より180日以内 の手術
通院（1日あたり）	1000円	事故日からその日を含めて180日以内の通院で 90日分を限度とする



## 緊急時の対応

万が一、事故・病気などが起こった時・・・

### 1 まず依頼会員に連絡を取りましょう。

※ 大きなケガや症状がひどい時は、すぐに救急車を呼んでその後、依頼会員に連絡を取ってください。

依頼会員の緊急連絡先は常に確認しておいてください。

携帯電話が繋がらない場合や、不在で連絡できない場合も考えて別の連絡方法も確認しておきましょう。

### 2 子どもの状態を伝え指示を受けます。

- ・ 病院に連れて行った方がいいか？
- ・ どの病院に行けばよいか？
- ・ 交通手段は？（タクシーの使用等）

### 3 センターに連絡して下さい。 TEL06-6383-3341

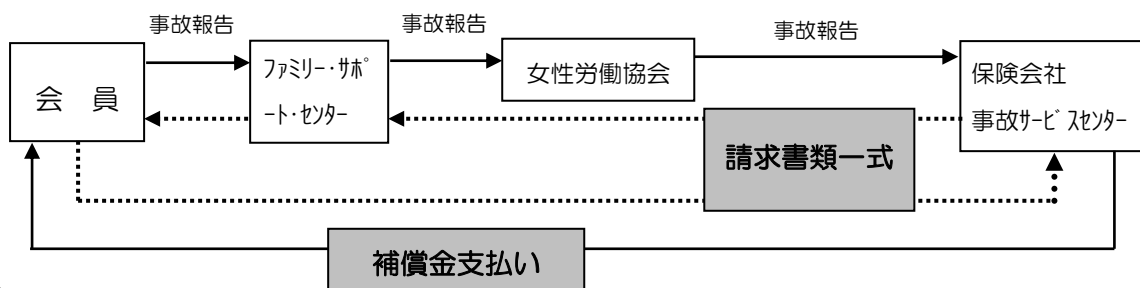
9:00~17:15 (月~金)

事故などの発生状況をお知らせください。保険の手続きは後日、職員から、依頼会員に連絡させていただきます。

## 医療費の支払い方法

- \* 子どもが受診した時の医療費は、**依頼会員**が支払います。
- \* 援助会員が立替えた場合は、依頼会員に実費として請求してください。
- \* 当日、保険証番号などが不明で全額自己負担で医療費を支払った場合、依頼会員が後日、保険証を持参して精算してください。
- \* ファミリー・サポート・センターが加入している補償保険の支払いは、医療費の額とは関係ありません。(P7~8の『補償保険制度について』参照)

## ファミリー・サポート・センター補償保険金支払いのシステム



## センター開所時間外に緊急事態が起こった場合

開所時間（午前9時～午後5時15分 月～金）外の活動で、大きなケガ・事故などが起こった時は下記の連絡先にご連絡ください。

〔摂津市役所夜間受付（当直員室）〕

06-6383-1111   〔平日 午後5時15分～翌午前8時45分〕  
072-638-0007   〔土・日・祝日は終日〕

〔伝える内容〕

- ① 「社会福祉協議会へ緊急連絡です」
- ② ファミリーサポートセンター会員であること、及び、氏名、電話番号。
- ③ 緊急に担当職員と連絡を取りたい内容を伝える。

## 休日に急病のとき

### 摂津市立休日小児急病診療所

診察日	日曜・祝日・年末年始（12/31～1/3）
診察時間	午前10時～午前11時30分 午後1時30分～午後4時30分
住所	摂津市香露園32番19号 いきいきプラザ1階
電話番号	072-633-1171

### 高槻島本夜間休日応急診療所

診療科目	内科・小児科・外科・歯科
診療日時	①日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3） 午前10時～12時、午後2時～5時、午後7時～翌朝7時 ②土曜日 午後3時～翌朝7時 ③平日 午後9時～翌朝7時 <歯科診療>日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3） 午前10時～12時、午後2時～5時
住所	高槻市南芥川町11番1号
電話番号	072-683-9999

### 判断に迷ったときは救急相談窓口へ

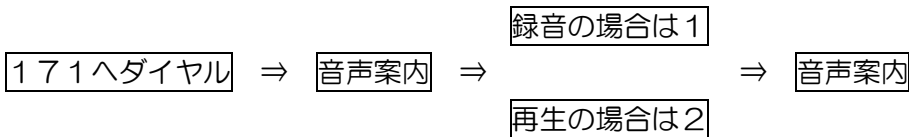
小児救急電話相談	午後8時～翌朝8時 #8000
救急安心センターおおさか	24時間365日対応 #7119

# 災害時マニュアル

- いざという時はあわてず、安全を最優先にしましょう。
- 会員同士が連絡を取り合う努力をしましょう。

災害時は、携帯電話・一般加入電話が制限され、電話がつながりにくい状態が予想されます。災害発生時安否確認などの伝言を録音・再生できるサービスを利用してください。

NTTの災害伝言ダイヤル171を利用



- 災害時には通常のルールに加え、以下の点を例外的に付け加えます。

- ① 天災による当日のキャンセル料は発生しません。
- ② 会員同士の了解のもと活動内容を変更した場合は、必ず依頼会員から園などの関係機関とセンターに連絡を入れてください。

## 台風・雷・豪雨などが発生した場合 (警報発令を含む)

暴風警報・大雨特別警報が発令された場合は、活動を中止してください。その他の警報発令時や危険を感じる気象の場合、安全を最優先に考え、可能であれば活動を中止、または危険度が高まっている時間帯を避けるなど、会員同士で活動の実施について相談してください。

## 摂津市に震度5強以上の地震が発生した場合

状況	対応	備考
活動時間より前に発生した場合	地震発生当日は活動中止になります。	会員間で連絡を取り合い、情報の共有をお願いします。
活動中に発生した場合	援助会員は、お子さんとご自身の安全確保を最優先にしましょう。状況によって、活動場所を移動するか避難所に避難しましょう。保護者にお子さんを引き渡すまで、責任を持って預かってください。	震度5強以上の場合は、市内の避難所が開所することになっています。
地震発生翌日以降の活動再開について	会員同士が連絡を取り合い、お子さん・援助会員の安全が確保できた状態で再開しましょう。	基本的には通常ルールに従って、活動中止の場合はセンターに連絡を入れてください。

日頃から、災害時・緊急時の連絡方法を確認しておきましょう。  
普段以上にお互いの状態を理解し、協力しましょう。

〒566-0022

摂津市三島2-5-4 摂津市立地域福祉活動支援センター

社会福祉法人 摂津市社会福祉協議会

せつつファミリー・サポート・センター

TEL 06-6383-3341

FAX 06-6383-9102

E-mail famisapo@settusisyakyou.or.jp

開所日時 月～金（祝日除く）9:00～17:15

## 退会するときは

依頼会員の市外への転居や依頼の必要なくなった場合、また援助会員が活動できなくなった場合に退会する時は、以下のことを行ってください。

- ① センターへ連絡をした後、会員証を返却してください。
- ② 『事前打ち合わせ用紙』『自己紹介カード』をもらっている会員へ、退会の連絡をしてください。

依頼の必要が無くなった場合も、できれば援助会員として再登録していただきますようにご協力をお願いします。